

社会福祉施設における労働災害発生事例（広島県内）

* 転倒災害

性別	年齢	休業見込日数	労働災害発生状況
女性	35 歳	11 日	利用者の居室で、利用者をベッドから車いすへ移乗する際、介護職員の足が車いすに当たったため、バランスを崩して利用者と一緒に転倒した。
男性	51 歳	29 日	施設内を徘徊していた利用者を職員が追いかけていたところ、濡れていた床に足を滑らせ転倒。背中を強打した。
女性	52 歳	70 日	居室の清掃が終わったため、靴を履こうと一段低い（段差 4cm 程度）フローリングに降りたところ、フローリングの床で足を滑らせ転倒した。
女性	50 歳	11 日	利用者を入浴させるため、車いすから浴槽へ移乗しようとしていたところ、職員がバランスを崩し、利用者を支えたまま倒れこみ、職員が利用者の下じきとなり頭を強打した。

* 腰痛（動作の反動・無理な動作によるもの）

性別	年齢	休業見込日数	労働災害発生状況
女性	61 歳	13 日	車いすに乗った利用者（体重約 45kg）をベッドへ寝かせるため、車いすとベッドの間にスライディングボードを設置し、一度利用者をボードへ乗せた後、利用者の脇に手を入れて抱えるようにしながらベッド側へ腰をひねった時に腰を痛めた。
男性	27 歳	1 ヶ月	施設内のトイレに座っていた男性利用者（体重約 50kg）を車いすへ移乗させるため、職員が利用者の両脇に手を入れ中腰で力を入れたところ腰を痛めた。
女性	34 歳	10 日	デイケアの利用者の送迎中、利用者宅でベッドから車に移乗する際、利用者を抱えた時に腰を痛めた。
女性	55 歳	1 週間	利用者の入浴介助のため、脱衣場で利用者を車いすからシャワーチェアへ移乗していた時、中腰で抱えていたため腰に痛みが生じた。
女性	45 歳	3 週間	利用者の居室にて昼の間から車いすへの移乗作業中。職員は、利用者の体の後ろから両腕からませ、利用者の腕を持った状態で体を持ち上げたところ、腰に痛みが走りその場から動けなくなった。

作成：呉労働基準監督署